

- ◎新潟県訓令第10号
- ◎新潟県教育委員会訓令第5号
- ◎新潟県警察本部訓令第10号

本 庁
地 域 機 関
教 育 庁 本 庁
教 育 庁 出 先 機 関
県 立 学 校
警 察 本 部
警 察 署

新潟県青少年総合対策本部設置規程（昭和39年3月新潟県訓令第4号、昭和39年3月新潟県教育長訓令第4号、昭和39年3月新潟県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新 潟 県 知 事 花 角 英 世
新潟県教育委員会教育長 池 田 幸 博
新潟県警察本部長 花 岡 和 道

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第4条関係） 知事政策局長 総務管理部長 県民生活・環境部長 福祉保健部長 <u>産業労働部長</u> 農林水産部長 教育次長 生活安全部長</p> <p>別表第2（第4条関係） 国際課長 大学・私学振興課長 県民生活課長 福祉保健課長 医務薬事課長 健康対策課長 生活衛生課長 障害福祉課長 児童家庭課長 少子化対策課長 労政雇用課長 職業能力開発課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 <u>生徒指導課長</u> 生涯学習推進課長 文化行政課長 保健体育課長 少年課長</p>	<p>別表第1（第4条関係） 知事政策局長 総務管理部長 県民生活・環境部長 福祉保健部長 <u>産業労働観光部長</u> 農林水産部長 教育次長 生活安全部長</p> <p>別表第2（第4条関係） 国際課長 大学・私学振興課長 県民生活課長 福祉保健課長 医務薬事課長 健康対策課長 生活衛生課長 障害福祉課長 児童家庭課長 少子化対策課長 労政雇用課長 職業能力開発課長 経営普及課長 林政課長 都市整備課長 義務教育課長 高等学校教育課長 生涯学習推進課長 文化行政課長 保健体育課長 少年課長</p>